

## 明石市 個人住民税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書(素案)の概要

### 1 個人住民税の賦課徴収に関する事務（以下「個人住民税事務」という。）の全項目評価の再実施について

令和 8 年 1 月に税務システムが標準化されることに伴い、個人住民税情報ファイル（特定個人情報ファイル）を取り扱う明石市個人住民税システムが更新となります。

特定個人情報保護評価に関する規則により、特定個人情報ファイルを扱うシステムを更新する際は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生抑止、その他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置について、改めて特定個人情報保護評価として見直しを行う必要があり、個人住民税事務の特定個人情報保護評価については、パブリックコメントが必要な全項目評価の実施が義務付けられています

つきましては、個人住民税事務の「全項目評価書（素案）」を作成しましたので、当該評価書を公表し、本市における特定個人情報の安全管理措置等について、市民の皆様からのご意見を募集します。

なお、今回を機に特定個人情報ファイルである市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイルにかかる特定個人情報保護評価について、個人住民税事務として一本化した上で、特定個人情報保護評価を実施します。

### 2 全項目評価書（素案）の内容

#### I 基本情報（3 ページ～10 ページ）

個人住民税事務の全体像を把握するため、事務内容・対象人数、使用するシステムの名称・機能・他システムとの接続、特定個人情報ファイルの名称・必要性・メリット、個人番号を利用する法令上の根拠、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施の有無・法令上の根拠、担当部署等を記載したものの。

#### II 特定個人情報ファイル（個人住民税情報ファイル）の概要

（11 ページ～25 ページ）

個人住民税事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容とその取り扱いプロセスを把握するため、次に点について記載したものの。

- ・ 特定個人情報の入手元、入手方法
- ・ 対象人数、記録項目、使用者数
- ・ 特定個人情報ファイルの委託、再委託
- ・ 特定個人情報の提供・移転、保管期間等

## II 特定個人情報ファイル（市税滞納管理ファイル）の概要

(26 ページ～31 ページ)

記載した構成内容は個人住民税情報ファイルと同じ

## II 特定個人情報ファイル（公金受取口座情報ファイル）の概要

(32 ページ～37 ページ)

記載した構成内容は個人住民税情報ファイルと同じ

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(44 ページ～58 ページ)

個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスク対策（目的外入手・不適切な方法による入手・漏えい、紛失等）について記載したもの。

## IV その他のリスク対策（59 ページ）

監査又は従業者に対する教育・啓発について記載したもの。

## V 開示請求、問合せ（60 ページ）

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせをする場合の連絡先・対応方法について記載したもの。

## VI 評価実施手続（61 ページ）

全項目評価における実施手続結果の内容について記載したもの。

## 3 個人住民税事務の特定個人情報保護評価のスケジュール（予定）

- ・ 令和7年4月21日 意見募集の実施（パブリックコメント）  
～5月20日
- ・ 令和7年5月26日 市民の意見を評価書へ反映
- ・ 令和7年6月4日 第三者点検
- ・ 令和7年7月 個人情報保護委員会へ評価書提出・公表
- ・ 令和8年1月 標準化された個人住民税システムが稼働